

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和4年11月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金法(昭和34年4月16日法律第161号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月10日法律第166号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)に基づき、国民年金等の以下の事務を行う。 ・国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の受付、記録の管理 ・国民年金第1号被保険者の保険料免除申請等の受付 ・国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金請求(以下、「年金請求」という。)の受付 ・上記届出、申請の確認、審査及び厚生労働大臣(日本年金機構)への送付、報告、照会への応答
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	・国民年金第1号被保険者の資格異動処理、資格関係情報の管理、各種様式作成 ・免除申請受付処理、簡易判定、審査結果等記録・管理 ・年金請求受付処理、受給に関する情報の記録・管理 ・住民情報や所得情報の検索、住民異動情報の連携 ・厚生労働大臣(日本年金機構)への報告書作成
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①個人番号管理機能：個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能。 ②アクセス制御機能：個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能。 ③個人番号確認機能：個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能。 ④中間サーバ連携機能：情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ )
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	①統合データベース機能：個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能。 ②共通管理機能：各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（個別業務システム）
-------------	--

### システム4

①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能：中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能：中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能：パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）

### システム5

①システムの名称	社会保険オンラインシステム
②システムの機能	年金記録に関する相談業務のため、日本年金機構から貸与をうけ、国民年金被保険者の年金記録を確認する。無線通信により年金事務所の職員が閲覧・確認している情報と同一の情報を閲覧でき、リアルタイムで情報が更新されているため、いつでも直近の情報の確認ができる。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
資格管理ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府/総務省/令第5号) 第24条の2、第59条、第68条の2
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高崎市に住民登録をしている20歳以上70歳未満の第1号被保険者(過去に登録した者を含む)
その必要性	資格取得・喪失届出、保険料免除申請、年金請求書等の受付に伴う事務処理のため、被保険者の住民票関係情報、所得情報等を把握する必要がある
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報:個人を特定するため</li> <li>・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:受付時の住所確認や本人への連絡手段の把握等のため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民部市民課、財務部市民税課、福祉部社会福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 電話等による照会、社会保険オンラインシステム )	
③使用目的 ※	国民年金第1号被保険者の資格管理等、保険料免除申請等受付、年金請求等受付	
④使用の主体	使用部署	市民部保険年金課、各支所市民福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者資格管理: 住民情報、厚生年金喪失情報等により記録を確認し、資格異動処理を行い日本年金機構へ異動処理情報を送付</li> <li>・免除申請受付: 被保険者から免除申請を受付し、所得等の情報を付して日本年金機構に送付</li> <li>・年金請求に必要な書類等を受付し内容の確認・審査の後、日本年金機構に送付</li> <li>・日本年金機構からの処理結果一覧表等により、記録の確認・突合等の作業を行う</li> <li>・厚生労働大臣(日本年金機構)からの照会に対する応答を行う</li> </ul>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報、基礎年金番号から住所・氏名・生年月日等との突合を行い資格を確認</li> <li>・免除申請の情報と住民情報から、税関連情報との突合を行い、所得情報を確認する</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	国民年金システムの運用・保守・管理	
①委託内容	国民年金システムの運用・保守・管理のため、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	GCC	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条及び、年金生活者支援給付金の支給に関する法施行令第15条
②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除申請及び年金請求の審査・決定
③提供する情報	国民年金第1号被保険者の異動情報、保険料免除申請、年金請求に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金第1号被保険者にかかる異動のあった者 ・保険料免除申請、年金請求等をした者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	週1回程度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民部市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号、住民基本台帳法施行令第5条
②移転先における用途	住民に関する記録の管理、異動時の証明等
③移転する情報	国民年金第1号被保険者の基礎年金番号、取得日等の情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金第1号被保険者である者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時、対象者の住民異動時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による認証が必要。
7. 備考	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【国民年金 資格管理ファイル】**

No	【識別情報】
1	宛名番号

No	【連絡先等情報】
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

No	【国民年金 資格管理ファイル】
1	基礎年金番号
2	異動年月日
3	届出年月日
4	異動事由コード
5	取得年月日
6	喪失年月日

No	【国民年金 資格管理ファイル】
7	種別区分コード
8	保険区分コード
9	免除区分コード
10	得喪区分コード
11	理由コード
12	3号フラグ
13	免除申請種別区分コード
14	免除申請年月日
15	免除申請年度
16	免除進達年月日
17	免除結果区分コード
18	免除結果年度
19	免除承認期間
20	免除結果種別区分コード
21	証書番号
22	受給区分コード
23	受給種別区分コード
24	備考
25	電話番号
26	納付記録

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
資格管理ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において、届出者の本人確認を確実に行う</li> <li>・届出内容をシステムに入力し、内容について届出者本人に確認してもらう</li> <li>・日本年金機構からの処理結果一覧表とシステムの記録内容を突合し、内容の確認を行う</li> <li>・社会保険オンラインシステムについては、年金個人情報取扱責任者（保険年金課長及び各支所市民福祉課長）へ提出される使用目的別の「日次業務実施報告書」に基づき、「月次業務実施報告書」を所管年金事務所長へ提出することにより、目的外の入手を防いでいる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動情報について、システム内で情報連携が行われるが、必要な情報以外は連携しないよう制御されている</li> <li>・入力後の内容について、入力者以外の者が再度チェックをする二重確認体制をとっている</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように制御されている。</li> <li>・宛名システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている                                      2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 社会保険オンラインシステムでは、ハードウェアトークンの使用、ユーザーIDとパスワードの設定、及び生体認証により、操作が可能になっている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。</li> <li>・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。</li> <li>・社会保険オンラインシステム端末は、盗難防止のため、事務室内の机等に付属のセキュリティワイヤーで固定している。</li> <li>・ハードウェアトークンは、施錠可能な保管庫で保管している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む情報資産に対して以下のことを契約書に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。</li> <li>・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。</li> <li>・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を複写し、又は複製してはならない。</li> <li>・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、破壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最大限の注意をもって管理するものとする。</li> <li>・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</li> <li>・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も有効とする。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構への情報提供: 送付する情報は国民年金に関する記録のみであり、記録媒体及び紙へ出力したものを送付し、受領の確認を行っている</li> <li>・市民課への移転: システム内での情報移転であるため、不正な移転は行われていない</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</li> <li>・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続**  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
----------------	--------------	--	-------------

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
--	----------	------------------	---------

その内容			
------	--	--	--

再発防止策の内容			
----------	--	--	--

その他の措置の内容			
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <sup>&lt;選択肢&gt;</sup> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を対象に、個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・各部署において、情報セキュリティに関する研修を行う。</li> <li>・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発や個人情報漏えい等の事例を掲示する。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高崎市市民部市民生活課行政情報担当 370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話027-321-1230
②請求方法	本人請求による。「市庁舎1階市民情報センター」又は「各支所の情報公開窓口(地域振興課)」にて所定の請求書に必要事項を記入し、身分証明書を提示の上請求書の提出を行う。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市市民部保険年金課年金担当 電話 027-321-1238
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民年金法等	国民年金法(昭和34年4月16日法律第161号)、 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律(平成16年12月10日法律第166 号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法 律(平成24年11月26日法律第102号)	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民年金の資格および給付の管理事務、保険 料免除等の申請受理等	国民年金等の以下の事務	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・年金請求の受付	・国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援 給付金請求(以下、「年金請求」という。)の受付	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・上記届出、申請の確認、審査及び年金機構へ の送付	・上記届出、申請の確認、審査及び厚生労働大 臣(日本年金機構)への送付、報告、照会への 応答	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム1 ②システムの機能	・年金機構への報告書作成	・厚生労働大臣(日本年金機構)への報告書作 成	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 2.システム1～3 ③他のシ ステムとの接続		最新のシステム構成を反映	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31の項	番号法第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府/総務省/令第5号) 第24条の2、第 59条、第68条の2	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		・厚生労働大臣(日本年金機構)からの照会に 対する応答を行う	事後	再評価に伴う追記

令和3年9月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条、第39条及び、年金生活者支援給付金の支給に関する法施行令第15条	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	(別添1)ファイル記録項目		記載を整理	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	V1.①実施日	平成27年7月31日	令和3年9月17日	事後	再評価に伴う変更
令和4年9月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム5を追加 社会保険オンラインシステム	事後	
令和4年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(電話等による照会)	[○]その他(電話等による照会、社会保険オンラインシステム	事後	
令和4年9月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1		週1回程度	事後	
令和4年9月28日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスクに対する措置の内容	・窓口において、届出者の本人確認を確実に行う ・届出内容をシステムに入力し、内容について届出者本人に確認してもらう ・日本年金機構からの処理結果一覧表とシステムの記録内容を突合し、内容の確認を行う	・窓口において、届出者の本人確認を確実に行う ・届出内容をシステムに入力し、内容について届出者本人に確認してもらう ・日本年金機構からの処理結果一覧表とシステムの記録内容を突合し、内容の確認を行う ・社会保険オンラインシステムについては、年金個人情報取扱責任者(保険年金課長及び各支所市民福祉課長)へ提出される使用目的別の「日次業務実施報告書」に基づき、「月次業務実施報告書」を所管年金事務所長へ提出することにより、目的外の入手を防いでいる。	事後	

<p>令和4年9月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理</p>	<p>具体的な管理方法</p> <p>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p>	<p>具体的な管理方法</p> <p>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 社会保険オンラインシステムでは、ハードウェアトークンの使用、ユーザーIDとパスワードの設定、及び生体認証により操作が可能となっている。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和4年9月28日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。</li> <li>・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。</li> </ul>	<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。</li> <li>・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。</li> <li>・社会保険オンラインシステム端末は、盗難防止のため、事務室内の机等に付属のセキュリティワイヤーで固定している。</li> <li>・ハードウェアトークンは、施錠可能な保管庫で保管している。</li> </ul>	<p>事後</p>	